

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

ページ

告 示

○農用地土壤汚染対策地域の指定（一一六・水田総合利用課）	1
○漁業災害補償法による付保義務の発生（一一七・水産漁港課）	1
○平成十九年度前期技能検定（一級、二級、三級及び単一等級）の実施（一一八・雇用労働政策課）	2
○平成十九年度技能検定（随时実施）の実施（一一九・雇用労働政策課）	4
○通行車両の総重量の最高限度を二十五トンとする道路の指定（一二〇・道路課）	5
○通行車両の高さの最高限度を四・一メートルとする道路の指定及び通行方法（一二一・道路課）	6
○道路区域の変更（一二二・道路課）	6
公 告	
○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（人事課）	6
○土地改良区の役員の退任の届出（山本地域振興局農林部）	7
秋田県告示第百十三号	
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。	
平成十九年三月二日	
秋田県知事 寺 田 典 城	

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
あさまい薬局	株式会社ネオファーマ 代表取締役 取締役	横手市平鹿町浅舞字館廻三百十四一一	調剤薬局	平成十九年一月四日
上大町薬局	株式会社メディカルウイニング 代表	大仙市大曲上大町五百五十一番		平成十九年一月一日

秋田県告示第百十四号
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五
 第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十九年三月二日

秋田県告示第百四号
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五
 第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十九年三月二日

秋田県告示第百四号
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、農用地土壤汚染対策地域を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年三月二日

秋田県告示第百四号
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、農用地土壤汚染対策地域を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年三月二日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みわ内科クリニック	秋田県雄勝郡羽後町貝沢字 稻荷二十三番地九号	平成十九年一月三十一日

秋田県告示第百十六号

秋田県告示第百十七号
 次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百八条第二項に規定する特定第二号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第一百五条の二第四項の規定に基づづ

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第

秋田県告示第百十五号

き、公示する。

平成十九年三月二日

秋田県告示第百十八号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により、次のとおり平成十九年度前期技能検定（一級、二級、三級及び単一等級）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「令」という。）第六十一条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十九年三月二日

秋田県知事 寺田典城

一 前期実施（一級、二級、三級及び単一等級）
(一) 等級別実施職種（作業）
① 一級及び二級について実施する職種（作業）

造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭空化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、平面研削盤作業、數値制御旋盤作業及びマシンニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業及び電機系保全作業）及び電子機器組立て（電子機器組立て作業）

（2） 三級について実施する職種（作業）
② 三級について実施する職種（作業）
造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、平面研削盤作業、數値制御旋盤作業及びマシンニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業及び電機系保全作業）及び電子機器組立て（電子機器組立て作業）

（3） 単一等級について実施する職種（作業）
③ 路面標示施工（融解ペイントハンドマーカー工事作業及び加熱ペイントマシンマーカー工事作業）
試験方法
等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行つ。
試験の期日及び場所

（1） 実技試験

ア 期日
イ 場所

平成十九年六月十一日（月）から同年九月十六日（日）までの間ににおいて、秋田県職業能力開発協会が指定する

秋田県職業能力開発協会から通知する。

実技試験の問題は、平成十九年六月四日（月）に公表し、当該職種の受験者に秋田県職業能力開発協会から交付する。ただし、一部の職種については、公表しない。

（2） 学科試験

ア 期日
イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

（3） 単一等級について実施する職種（作業）
④ 三級

ア 期日
イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

平成十九年九月二日（日）	ア 一級及び二級 イ 三級 ア 一級及び二級	ア 一級及び二級 イ 三級 ア 一級及び二級
ア 一級及び二級 イ 三級 ア 一級及び二級	ア 一級及び二級 イ 三級 ア 一級及び二級	ア 一級及び二級 イ 三級 ア 一級及び二級

<p>平成十九年 九月九日 (日)</p>	<p>ア 一級及び二級</p> <p>放電加工（数値制御形彫り放電加工業及びワイヤ放電加工業）、 建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組み立て作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石張り作業及び石積み作業）、タルス張り（タイル張り作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（壁装作業）及びフラー装飾（フラー装飾作業）</p> <p>イ 単一等級</p> <p>路面標示施工（融解ペイントハンドマーカー工事作業及び加熱ペイントマシンマーク工事作業）</p>
---------------------------	---

とする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し

(1) 受検申請書用紙の交付期間

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除き、平成十九年三月二日（金）から同年四月十三日（金）まで。

(2) 場所
秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会
郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検
申請書用紙請求」と朱書し、百四十円分の切手をはつたあ
て明記の返信用封筒（角形三号）を同封すること。

(1) 期間及び時間
景の休日を除き、平成十九年四月三日（火）から同月十

三日（金）までの午前八時三十分から午後五時まで
郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検書類在中」と未書く、書留郵便によることとし、第2回までの消印が

あるものに限り受け付ける。

秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会
受験手数料

(1) 受檢手數料

検定職種
手 数 料
検定職種
手 数 料

一級、二級

及び三級
造園 一五、七〇〇円
印刷 一五、七〇〇円

金属熱処理	一五、七〇〇円
ク成形	一五、七〇〇円

機械加工 一五、七〇〇円
強化プラスチック成形 一五、七〇〇円

放電加工
金属プレス
一五、七〇〇円
とび 石材施工

鉄加工
一五、七〇〇円

建築板金	一五、	七〇〇円
めつき	一五、	七〇〇円
一五、	七〇〇円	建築炉
七〇〇円	七〇〇円	タイル張り
一五、	七〇〇円	

高等専門学校、短期大学、大学若しくは厚生労働大臣が指定する各種学校若しくは専修学校における検定職種に関する学科に在学しているものの三級受検手数料は、次のとおりとする。

(2) イ 学科試験 三、一〇〇円
ア 納付方法

イ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は要しない。
ウ 受検申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は受検しなかつた場合には、受検手数料は返還しない。

(九) 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者発表

平成十九年十月十日(水)(金属熱処理を除く三級の職種については、平成十九年八月二十八日(火)に合格者の受検番号を秋田県庁正面公告板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。)

(2) 一部合格者への通知

実技試験又は学科試験に合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の、二級又は三級の合格者には知事名の合格証書が交付される。
このほか、厚生労働大臣から、一級合格者には一級技能士章、二級合格者には二級技能士章、三級合格者には三級技能士章、單一等級合格者には單一等級技能士章がそれぞれ交付される。

(4) 受検についての問い合わせ先

産業経済労働部雇用労働政策課(電話〇一八一八六〇一二三二三)又は秋田県職業能力開発協会(電話〇一八一八六二一三五二〇)

秋田県告示百十九号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六条第二項の規定により、次とのおり平成十九年度技能検定(隨時実施)を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「令」という。)第六十六条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十九年三月二日

秋田県知事 寺田典城

(一) 随時実施(三級、基礎一級及び基礎二級)

(1) 等級別実施職種(作業)

さく井(パークッシュン式さく井工事作業及びロータリーア式さく井工事作業)、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業、銅合金鋳物鋳造作業及び軽合金鋳物鋳造作業)、機械加工(普通旋盤作業及びフライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業及びフライス盤作業)、機械加工(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めつき(電気めつき作業及び溶融亜鉛めつき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業)、電保全作業、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業)、配電盤・制御盤組立て(回転電機組立て作業)、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製作作業)、布はく縫製(ワイヤーシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業)、雑誌製本作業及び商業印刷物製本作業)、プラスチック成型(圧縮成型作業、射出成型作業及びインフレーション成形作業)、強化プラスチック成型(手積み積層成型作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(フ拉斯チック系床仕上げ工事作業、カーベット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)、

(2) 基礎一級及び基礎二級について実施する職種(作業)

さく井(パークッシュン式さく井工事作業及びロータリーア式さく井工事作業)、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業、銅合金鋳物鋳造作業及び軽合金鋳物鋳造作業)、機械加工(普通旋盤作業)、機械加工(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めつき(電気めつき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、建築板金(ダクト板金作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業)、変圧器組立て作業)、配電盤・制御盤組立て(回転電機組立て作業)、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器組立て(回転電機組立て作業)、変圧器組立て作業)、染色(糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製作作業)、布はく縫製(ワイヤーシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業)、雑誌製本作業及び商業印刷物製本作業)、プラスチック成型(圧縮成型作業、射出成型作業及びインフレーション成形作業)、強化プラスチック成型(手積み積層成型作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(フ拉斯チック系床仕上げ工事作業、カーベット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)、

一式さく井工事作業)、铸造(铸铁铸物铸造作業、铜合金铸造作業)、工场板金(机槭板金作業)、锻造(ハンマ型锻造作業及びブレス型锻造作業)、机槭加工(普通旋盤作業)、机槭加工(ダクト板金作業)、电保全(机槭系保全作業)、电子机器组立(电子机器组立作業)、电

气机器组立(回转电机组立作業)、变压器组立(变圧器組立て作業)、配电盤・制御盤組立て(回転電機組立て作業)、回転電機卷線製作作業)、プリント配线板製造(プリント配线板設計作業及びプリント配线板製造作業)、冷凍空氣调和机器施工(冷凍空氣调和机器施工作業)、染色(糸浸染作業)、机械保全(机械保全)、机械検査(机械検査作業)、电子机器组立(电子机器组立作業)、电

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が最大二十五トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)第二条の規定に基づき、公示する。

平成十九年三月二日

秋田県知事 寺田典城

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道百五号	大仙市内小友字中伊岡三〇八番三から同市和合字田中一六四番二まで
県道秋田空港線	秋田市雄和椿川字山籠四八番一地先から同市雄和平尾鳥字小平四番一地先まで
県道秋田御所野	秋田市河辺戸島字三嶽四〇番三から同市雄和椿川字小友沢四〇番七地先まで
雄和線	秋田市雄和椿川字山籠四八番一地先から同市雄和平尾鳥字小平四番一地先まで

二 指定する期日 平成十九年四月一日

秋田県告示第百二十一号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項

一 道路の区域

県道	道路の種類	旧新別	路線名	区間
新	旧	鷹巣川井堂川線	北秋田市脇神字川戸沼内悪戸十一番十から十番二まで	
	鷹巣川井堂川線	"		

二 指定する期日 平成十九年四月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超える四・一メー

路線名	区間
一般国道百五号	大仙市内小友字中伊岡三〇八番三から同市和合字田中一六四番二まで
県道秋田空港線	秋田市雄和椿川字山籠四八番一地先から同市雄和平尾鳥字小平四番一地先まで
県道秋田御所野	秋田市雄和椿川字山籠四八番一地先から同市雄和椿川字小友沢四〇番七地先まで
雄和線	秋田市雄和椿川字山籠四八番一地先から同市雄和平尾鳥字小平四番一地先まで

秋田県告示第百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年三月二日

秋田県知事 寺田典城

第三号の規定により通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を指定し、及び同令第十条第一項の規定により当該道路を通行する高さが三・八メートルを超える四・一メートル以下の車両の通行方法を定めるので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)第二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十九年三月二日

秋田県知事 寺田典城

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道百五号	大仙市内小友字中伊岡三〇八番三から同市和合字田中一六四番二まで
県道秋田空港線	秋田市雄和椿川字山籠四八番一地先から同市雄和平尾鳥字小平四番一地先まで
県道秋田御所野	秋田市雄和椿川字山籠四八番一地先から同市雄和椿川字小友沢四〇番七地先まで
雄和線	秋田市雄和椿川字山籠四八番一地先から同市雄和平尾鳥字小平四番一地先まで

(一) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上(又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
 (二) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

一 道路の区域

敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
四九・〇〇～二〇三・〇〇	〇・〇五三
四七・〇〇～五八・〇〇	〇・〇五三

公 告

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十九年三月二日から同月十五日まで

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百六十七条の第一項の規定に基づき、公告する。

平成十九年三月二日

秋田県知事 寺田典城

番号	所在地	地目等	面積(㎡)	予定価格(円)
一一八号	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳二番	山林	六七、六二 五・〇〇	二三、二六〇、 〇〇〇

建物及び付帯	土地	建物
六〇	三、九二四・ 七、四三六、〇	二三、二六〇、 〇〇〇

物
六四・二八
(税抜き価格)

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び
期間

(二) 詳細に関しては、秋田県総務企画部人事課福利厚生班(電話〇一八一八六〇一一〇四九)に照会のこと。

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、二ツ井町富根土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺田典城
平成十九年二月二十二日県営土地改良事業（下新城西部地区全区は場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第十項の規定において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

教育委員会告示

番号	場所	日時
一 課入札室 秋田県庁地下会計管財	平成十九年三月十二日 (月) 午後一時三十分	

四 入札に参加する者に必要な資格

五 入札参加申込みに必要な書類等
入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第百六十七條の四の規定に該当する者を除く。）

印鑑、住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）

印鑑及び登記原因事項證明

六 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入する

七 ものとする
入札の無効

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第一百六十
六条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。
その他

ノ
その他

平成十九年二月二十一日県営土地改良事業（金岡地区）工団担当手育成基盤整備事業の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

<p>平成十九年三月二日</p> <p>秋田県知事　寺　田　典　城</p>
<p>教育委員会告示</p>
<p>秋田県教育委員会告示第三号</p>
<p>次のとおり教育委員会会議を開催する。</p>
<p>平成十九年三月二日</p>
<p>秋田県教育委員会委員長　太　田　宥　子</p>
<p>一日時　平成十九年三月七日　午後三時三十分</p>
<p>二　場所　教育委員会委員室</p>
<p>三　案件</p>
<p>(一) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告</p> <p>(二) 職員の人事についての専決処分報告</p> <p>(三) 公立幼稚園の廃止の認可</p> <p>(四) 秋田県指定文化財の指定</p> <p>(五) その他</p>

発行者
秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円（税込）

印刷所
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0187-66-8633 FAX 0187-66-8633
E-mail matsuura@matsubaransais.co.jp

繁雄号